

第5編 資料編

○井手町防災会議条例

〔昭和38年9月28日〕
〔条例第13号〕

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第16条第6項の規定に基づき井手町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 井手町地域防災計画を作成し、又その実施を推進すること。
- (2) 井手町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は、指定公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) その他井手町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は30人以内とする。

（議事等）

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し重要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○井手町災害対策本部条例

〔昭和38年9月28日〕
〔条例第14号〕

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、井手町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

○井手町防災規程

〔昭和45年3月6日〕
訓 令 第 1 号

・改正 昭和48年10月26日訓令第9号 昭和53年6月訓令第1号
昭和60年7月23日訓令第6号 平成9年訓令第3号
平成19年訓令第2号 平成20年訓令第1号
平成26年訓令第1号

井手町防災規程を次のように定める。

井手町防災規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、井手町災害対策本部条例(昭和38年条例第14号)第4条の規程に基き、井手町災害対策本部に関し必要の事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 町内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な現象または大規模な火災もしくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 災害の予防災害の発生を未然に防止するために行なうものをいう。
- (4) 応急対策災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なうものをいう。

第2章 防災に関する事務処理

(服務の基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに災害が発生したとき、又はその恐れがある場合には迅速、且つ適切な応急対策を行なうよう努めねばならない。

(防災関係事項の協議)

第4条 町長部局の各課長は、災害に関連ある応急対策その他の事業を行なおうとするとき、又は法令及び通牒等に基づいて府に災害関係の報告をしようとするときは、町長に協議もしくは連絡をしなければならない。

第3章 災害対策本部

(本部長、副本部長及び本部員)

第5条 井手町災害対策本部(以下「対策本部」という。)に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長には町長、副本部長には副町長、教育長を、本部員には各課長を充てる。

(対策本部会議)

第6条 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 対策本部会議は、本部長が召集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(部)

第7条 対策本部に次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 調査部
- (3) 建設部
- (4) 産業部
- (5) 衛生部
- (6) 救助部
- (7) 教育部
- (8) 調達部
- (9) 上下水道部
- (10) 出納部
- (11) 消防部

2 前項の各部に部長、副部長及びその部に所属する職員を置く。

3 総務部長には総務課長、調査部長には税務課長、建設部長には建設課長、産業部長には産業環境課長、衛生部長には保健医療課長、救助部長には高齢福祉課長、教育部長には学校教育課長、調達部長には同和・人権政策課長、上下水道部長には上下水道課長、出納部長には会計課長、消防部長には消防団長をもって充てる。

4 第1項の部に班を置き、班に班長を置く。

5 班長には課長補佐・係長・主査級をもって充てる。

(総務部)

第8条 総務部長は、対策本部長の命を受けて部の事務を掌握し、対策本部の各部の事務を総合調整する。

2 総務部の編成および事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
総務部	1 災害予防及び応急対策の総合調整と各部との連絡に関する事。 2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 3 予報、警報等の連絡に関する事。 4 災害情報被害状況の収集及び報告に関する事。 5 京都府災害対策本部山城災害対策支部及び関係機関との連絡に関する事。 6 消防団（水防団）の活動の調整及び指示に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 防災会議に関する事。 9 庁内の警備に関する事。 10 危険物の防災対策に関する事。 11 災害広報に関する事。 12 他部の所管に属しない事。	総 務 課 企画財政課 議会事務局

(調査部)

第9条 調査部長は、救助に必要な資材の調査、公共施設被害、住民被害の調査をなす。2 調査部の編成および事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
調査部	1 住民被害の調査に関する事。 2 公共施設被害の概要調査に関する事。	税 務 課

(建設部)

第10条 建設部長は、土木、公営住宅、道路、河川、橋梁に関する事項及び施設等に遺憾なきよう、常にその事務を掌握し、調査部との連絡に努めねばならない。

2 建設部の編成及び事務分掌は次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
建設部	1 河川、公共土木施設、道路、橋梁の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 京都府山城北土木事務所との連絡に関すること。 3 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 水防資材の整備、点検、確保に関すること。 6 地震被災建築物応急危険度判定に関すること。	建設課

(産業部)

第11条 産業部長は、農林、田畑農作物等に関する事項及び施設等に遺憾なきよう常にその事務を掌握し調査部との連絡に努めねばならない。

2 産業部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
産業部	1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 農林水産関係の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 食糧等救助に必要な物資の確保に関すること 4 ため池にかかる水防活動及び管理指導に関すること。 5 汚物の処理（清掃作業）及び措置に関すること。 6 被災者の埋葬に関すること。	産業環境課

(衛生部)

第12条 衛生部長は、伝染病予防等の諸規定並に医療伝染病、汚物処理並に救急処理等に関する事務を掌握し、常に円滑な活動ができるよう努め、調査部との連絡を計らねばならない。

2 衛生部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
衛生部	1 飲料水の検査及び感染症予防に関すること。 2 医療救護所の設置等に関すること。 3 衛生部の活動に必要な調査及び情報の収集に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。 5 医療機関の被害状況調査及び情報の収集に関すること。	保健医療課 保健センター

(救助部)

第 13 条 救助部長は、災害救助法の規程等に関する事務を掌握し常に円滑な救助活動に努め調達部との連絡を計らねばならない。

2 救助部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
救助部	1 災害救助法の運用に関すること。 2 救助に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 3 救助物資の確保及び配分に関すること。 4 福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 5 避難所の開設及び炊出しに関すること。 6 義援金品見舞品の受付及び配分に関すること。 7 生活保護世帯、高齢者世帯、ひとり親家庭の調査及び措置に関すること。 8 児童扶養手当支給世帯の調査及び措置に関すること。 9 その他一般救助事項に関すること。	高齢福祉課 住民福祉課 玉川保育園 多賀保育園 いづみ保育園 地域包括支援センター

(教育部)

第 14 条 教育部長は、教育施設及び設備の応急復旧並びに被災児童、生徒の応急教育に関する事項を掌理する。

2 教育部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
教育部	1 児童、生徒の応急措置及び教育に関すること。 2 教育施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 教科書、学用品の調達並びに配分に関すること。 4 児童、生徒の防疫に関すること。	学校教育課 社会教育課 図書館 給食センター

(調達部)

第 15 条 調達部長は、救助に必要な物資の調達、車両の配車、電話の使用等の総合調達をなす。

2 調達部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
調達部	1 応急復旧資材の調達に関すること。 2 公用自動車の配車に関すること。 3 応急庁用必需品の管理に関すること。 4 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。	同和・人権政策課 いづみ人権交流センター いづみ児童館

(水道部)

第 16 条 水道部長は、井手町給水条例の諸規定並に施設、機械、器具の能力等に遺憾のなきよう常にその事務を掌握し、調達部との連絡に努めなければならない。

2 水道部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
上下水道部	1 飲料水の確保及び給水に関すること。	上下水道課

	2 水資源の調査及び措置に関すること。	
	3 下水道の被害状況調査及び復旧に関すること。	

(出納部)

第 17 条 出納部長は、災害関係費用の支出の審査及び支払いに関する事項を掌理する。

2 出納部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
出納部	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。	会計課

(消防部)

第 18 条 消防部長は、消防法、水防法等に遺憾のないよう努めなければならない。

2 消防部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
消 防 部	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 その他応急救助に関すること。	消 防 団

第 19 条 商工業に関する災害調査並びに措置融資等については、商工会事務局に於て処理するものとする。

第 20 条 第 8 条から第 18 条まで定めるもののほか、各部の運営に必要な事項は、当該部長が処理するものとする。

(職員の動員)

第 21 条 本部長は、各種の警報および災害発生のおそれのある状況又は災害発生の状況により別表に示す動員計画により職員に動員を発令するものとする。

2 職員は、動員の種類に応じ部長の指示によりその事務を処理するものとする。

(関係機関との連絡および要請)

第 22 条 本部長は、災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し連絡又は必要な措置を要請するものとする。

関 係 機 関	連絡及び要請事項
京都府知事	1 水防並びに公共土木施設等の応急復旧及整備 2 救護、援護、救援物資及び資材の要請 3 自衛隊の派遣 4 応急復旧資金の調達
近畿地方整備局	水防並びに公共土木施設の応急整備
日本赤十字社京都支部	日赤救護班の派遣並救援物資および奉仕活動
近畿農政局	食糧の確保
田辺警察署	各種警備
京都陸運局	各種輸送
関西電力送配電株式会社	緊急電気架設及び電気施設の復旧
西日本電信電話株式会社(京都支店)	緊急電話架設及び電話施設の復旧
その他の機関	必要な都度、必要な事項

第4章 活動計画及び訓練

(各部の活動計画)

第23条 各部長は、その所掌事務にかかる活動計画を作成し、毎年3月末日迄に活動計画に検討を加え本部長に提出しなければならない。

(防災訓練)

第24条 災害時に於ける応急対策を迅速かつ適確に実施するため必要に応じて防災訓練を行なうものとする。

2 防災訓練の種類は、統合訓練本部訓練部訓練および部分訓練とし、訓練項目は、動員連絡救助および水防防火その他とする。

第25条 この規定で定めるもののほか必要事項は、発生の都度本部長の指示によるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和45年3月6日から施行する。

附 則(昭和48年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年6月28日から適用する。

附 則(昭和53年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年6月4日から適用する。

附 則(平成9年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年訓令第2号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(井手町防災規程の一部改正に伴う経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。次項において「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者が在職する間における第5条の規定による改正後の井手町防災規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「教育長、会計管理者」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者、教育長」とする。

附 則(平成20年訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

職員動員計画

動員の種類	状況	配置人員基準
1 号 動 員	大雨又は風雨注意報が発表されたときで被害が発生するおそれがある場合	総 務 部 1 名 建 設 部 1 名 産 業 部 1 名 上下水道部 1 名 消 防 部 2 名
2 号 動 員	大雨又は風雨若しくは洪水注意報が発表中で状況悪化のおそれがある場合	総 務 部 1 名 建 設 部 1 名 産 業 部 1 名 上下水道部 2 名 消 防 部 4 名
3 号 動 員	大雨又は暴風雨警報が発表された場合、台風が近畿に接近することが確実である場合	総 務 部 2 名 建 設 部 2 名 産 業 部 1 名 上下水道部 2 名 消 防 部 6 名
4 号 動 員	特別警報が発表されたときや大規模な被害発生が予想されるとき又は被害が発生したとき	各 部 全 員

○井手町災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年6月27日〕
〔条 例 第 9 号 〕

改正	昭和50年3月11日条例第4号	昭和51年12月10日条例第24号
	昭和53年6月26日条例第10号	昭和56年10月3日条例第19号
	昭和57年9月30日条例第12号	昭和62年6月27日条例第9号
	平成3年12月18日条例第14号	平成23年条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時井手町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法律第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父

母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により、死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|--|--------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150 万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250 万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270 万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350 万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|-------------------------|--------|
| ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 | 150 万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170 万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250 万円 |
| エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 | 350 万円 |

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、措置期間はそのうち 3 年（法第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、月賦償還、又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年条例第 4 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 24 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 53 年条例第 10 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸

付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成23年条例第10号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

○井手町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年6月27日〕
規 則 第 5 号

改正 昭和57年9月30日規則第5号 平成元年8月30日規則第25号
平成17年規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月27日条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還しようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請書に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は、住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(参考)

規則第2条の調査

災 害 弔 慰 金 支 給 調 査 票

				決定番号		
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	死亡した者の氏名					
	死亡した年月日	年 月 日		住 所	綴喜郡井手町	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考		

支給に関する事項	支 給 日	年 月 日		支 給 場 所		
	災 害 弔 慰 金 を支給した 遺族について	氏 名		続 柄	支 給 金 額	
					円	
		住 所				
	先 順 位 者 の 有 無	有 無		同 順 位 者 の 有 無	有 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無		
備 考	支給した職員					

災害障害見舞金支給調査票

5 - 18

別紙様式第1号

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関 節 運 動 範 囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局 番 病院又は 所在地 _____ 診療所の 名 称 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日 診療担当者 氏 名 _____ 印					

様式第2号

災害援護資金借入申込書

受付日		受付番号		受 付 者		貸付番号		
被 災 日 時	年 月 日 時			災 害 名				
被 害 の 種 類	1 世 帯 主 の 負 傷 2 住 居 の 全 壊 3 住 居 の 半 壊 4 家 財 の 損 害			被 害 場 所				
返 す 方 法	1 月 賦 2 半年賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)			
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ				男・女	年 月 日生 歳		
	氏 名	㊦						
	フリガナ				郵便番号	電話番号		
	現 住 所	綴喜郡井手町 (方)			〒	局 番		
	本 籍				勤務先 の名称 及 び 所在地			
	職 業							
	世 帯 の 状 況 と 収 入	氏 名	主との 続 柄	年 齢	健 否	職 業	収 入 (月収)	勤務先・ 学 校 名
	収入合計	円			支出合計	円		
資 産 の 状 況	土 地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²			住居の状況	(1)自宅 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建 物	(1)自 宅 m ² (2)その他 m ²			生 活 保 護	年 月 日より 受給 (生・住・教・医)		
	負 債	内容			金額	円		

連 帯 保 証 人	氏 名	㊦			男 ・ 女	年 月 日生 歳		
	現 住 所				本 籍 地			
	職 業		月収	円	申 込 者 との関係		家族数	人
	資 産	土地	(1)宅地 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤 務 先	名 称		
	建物	(1)自 宅 m ² (2)その他 m ²			所在地	電話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(状況) (有無)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有無)		
資 金 の 使 途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円		
		に	円	災害援護資金で		円		
		に	円	手持資金で		円		
		に	円	その他()で		円		
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況					負 傷	全治	ヵ月
	住 居 の 被 害			(1) 全 壊		(2) 半 壊		
	家 財 の 被 害	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	
		和 だ ん す			障 子			
		整理だんす			畳 (畳中 で 畳 が被害)			
		洋服だんす						
		鏡 台				ふ す ま		
		腰 掛 机						
		本箱・本だ な			小 計			
		食器・戸だ な			その他被害のあった家財			
		食卓・茶ぶ 台						
		げ た 箱			品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	
		照 明 器 具						
		じゅうたん						

	扇 風 機					
	石油ストーブ					
	電気やぐらこたつ					
	電気冷蔵庫					
	電気ガス炊飯器					
	電気洗たく機					
	電気掃じ機					
	ミ シ ン					
	電気アイロン					
	自 転 車					
	テ レ ビ					
	ラ ジ オ					
	柱 時 計					
	目覚し時計					
	紳士用腕時計			小 計		
	婦人用腕時計			合 計		

上記のとおり災害援護資金を借入letak申し込めます。

年 月 日

借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 ㊟

井手町長 様

様式第3号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 貸付番号 第 号
- 1 貸付金額 円
- 1 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 1 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 1 償還方法 (1) 月 賦 (2) 半年賦
- 1 利 子 年 3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 1 場 所
- 1 ご持参なさるもの
- 1 本通知書
- 1 同封の借用書
- 1 印 かん
- 1 本人と保証人の印かん証明書各1通

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたので通知します。

不承認理由

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円					
利 子	年	3%				
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	(1)	月	賦	(2)	半年賦	

上記のとおり借用いたします。
 ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところ
 に誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

様式第6号

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

印

京都府綴喜郡井手町長 殿

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還金額

様式第7号

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

京都府綴喜郡井手町長 殿

申請の理由 (具体的に)					
貸 付 の 条 件	借入金額	円	貸付番号		
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	カ月 ただし 年 月 日 第 回償還以降	
	償還方法	1 月賦 2 半年賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支 払 猶 予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

様式第8号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間

年 月 日から カ月間

変更後の償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第9号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由
で不承認となりましたので当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認理由)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第10号

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

京都府綴喜郡井手町長 殿

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
(違約金の支払免除具体的理由)					

様式第11号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

殿

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第12号

第 号

年 月 日

京都府綴喜郡井手町長

印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

理 由

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還をお願いします。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	(1) 月 賦 (2) 半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部一部)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との関係			職 業	
	勤務先及び所在地				

借受人又はその相	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所			借受人との関係	
	職 業			勤務先及び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 印 京都府綴喜郡井手町長 殿					

様式第14号

第 号

年 月 日

井手町長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認しますからお知らせします。

(承認内容)

全部免除一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

承認後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第15号

第 号

年 月 日

井手町長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり不承認となりましたからお知らせします。

不承認の理由

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりです。なお償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき、年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第16号

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

井手町長 様

借受人(または同居の親族)

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

災害援護資金を借用中のところ、次のとおり氏名等を変更しましたから届け出ます。

記

		氏 名	住 所	変 更 の 理 由
借 受 人	新			
	旧			
連帯保証人	新			
	旧			
備 考	変更の理由は、住所変更、改姓、改名、死亡または行方不明等具体的に記入してください。			

ダム連絡 高山ダム	文書番号 高管発第 _____ 号 通知(受信確認が必要です)
---	---

高山ダム放流開始の通知

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では ____ 日 ____ 時 ____ 分から
防災操作(ゲート放流)を開始します。

ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダム流量(放流量)を
____ 日 ____ 時 頃には 最大毎秒 _____ m^3 まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放 流 開 始 の 目 的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、制限水位(又は常時満水位) EL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】 (____ 日 ____ 時 ____ 分時点)

放流量
毎秒 _____ m^3
(1時間前より約 _____ m^3/s 増加)

流入量
毎秒 _____ m^3
(1時間前より約 _____ m^3/s 増加)

(河川水位)	鳥ヶ原地点	水位 _____ m	
	有市地点	水位 _____ m	
	加茂地点	水位 _____ m	

数字は通報値

※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/ee/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/rnps0501gDiss.do>

警報措置	警 報
------	-----

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL: 0743-94-0201 FAX: 0743-94-0531

資料—2 被害状況報告（1）

災害名：

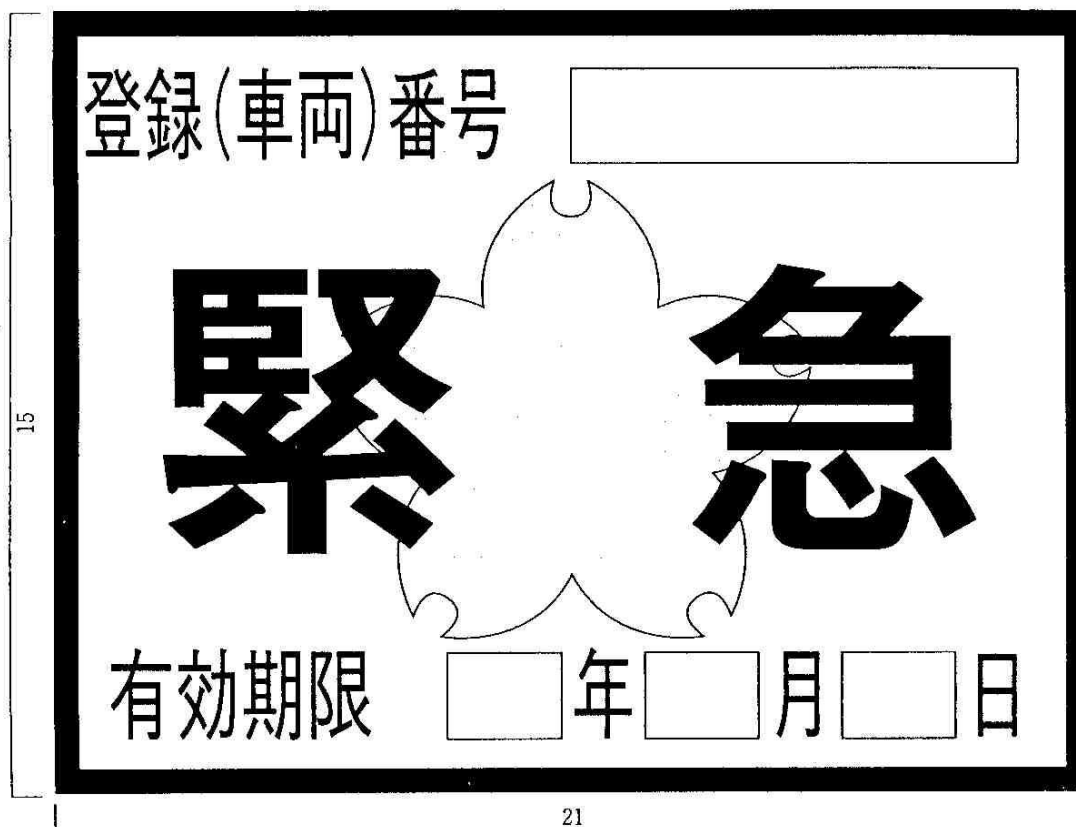
第	報	対策 本 部	月 日 時現在	受信時刻	月 日 時	発信者	受信者	
		発生年月日	振興局名					
			市町村名					
項 目		単位	符号	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
人的被害	死 者	人	①					
	行 方 不 明	人	②					
	負 傷 者	重 傷	人	③				
		軽 傷	人	④				
住 家 被 害	全 壊（焼）	棟	⑤					
		世帯	⑥					
		人	⑦					
	半 壊（焼）	棟	⑧					
		世帯	⑨					
		人	⑩					
	一 部 破 損	棟	⑪					
		世帯	⑫					
		人	⑬					
	浸 水	床 上	棟	⑭				
			世帯	⑮				
			人	⑯				
		床 下	棟	⑰				
			世帯	⑱				
			人	⑲				
	非住家	公 共 建 物	棟	⑳				
		そ の 他	棟	㉑				
	そ の 他 の 被 害	田	流出・埋没	ha	㉒			
			冠 水	ha	㉓			
畑		流出・埋没	ha	㉔				
		冠 水	ha	㉕				
学 校		箇所	㉖					
病 院		箇所	㉗					
道 路		冠 水	箇所	㉘				
		崩 壊	箇所	㉙				
そ の 他		箇所	㉚					
橋 梁		箇所	㉛					
河 川		箇所	㉜					
港 湾		箇所	㉝					
砂 防		箇所	㉞					
崖 ぐ ず れ		箇所	㉟					
地 す べ り		箇所	㊱					
土 石 流		箇所	㊲					
林 地 崩 壊		箇所	㊳					
清 掃 施 設		箇所	㊴					
鉄 道 不 通		箇所	㊵					
被 害 船 隻		隻	㊶					
水 道 戸		㊷						
電 話 回線		㊸						
電 気 戸		㊹						
ガ ス 戸		㊺						
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	㊻					
ビ ニール ハ ウ ス 等		棟	㊼					
農 道		箇所	㊽					
農 林 水 産 業 施 設		箇所	㊾					
畦 畔 崩 壊		箇所	㊿					
農 作 物 ()		ha	㉀					
火 災 発 生	建 物	件	㉁					
	危 険 物	件	㉂					
	そ の 他	件	㉃					
り 災 世 帯 数	全・半壊+床上浸水	世帯	㉄					
り 災 者 数	全・半壊+床上浸水	人	㉅					

資料—2 被害状況報告（2）

災害名：

項 目		市町村名		発生年月日					
		単位	符号	・	・	・	・	・	・
公 立 文 教 施 設		千円	a						
農 林 水 産 業 施 設		千円	b						
公 共 土 木 施 設		千円	c						
その他の公共施設		千円	d						
小 計		千円	e						
公共施設被害 市 町 村 数		団体	f						
そ の 他	農 産 被 害	千円	g						
	林 産 被 害	千円	h						
	畜 産 被 害	千円	i						
	水 産 被 害	千円	j						
	商 工 被 害	千円	k						
	林 地 被 害	千円	l						
		千円							
		千円							
	そ の 他	千円	m						
小 計		千円	n						
被 害 総 額		千円	o						
災害対策本部	設 置	年月日	p	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	q	・	・	・	・	・	・
災害対策本部	設 置	年月日	r	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	s	・	・	・	・	・	・
消防職員出動延人数		人	t						
消防団員出動延人数		人	u						
町職員出動延人数									
その他出動延人数		人	w						
出 動 延 人 数 合 計		人	x						

緊急通行車両確認申請書		
年 月 日		
京都府公安委員会 殿		
申請者 住 所 (電話) 氏 名 印		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車 両 の 用 途 (緊急運送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	(電話) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏面）

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

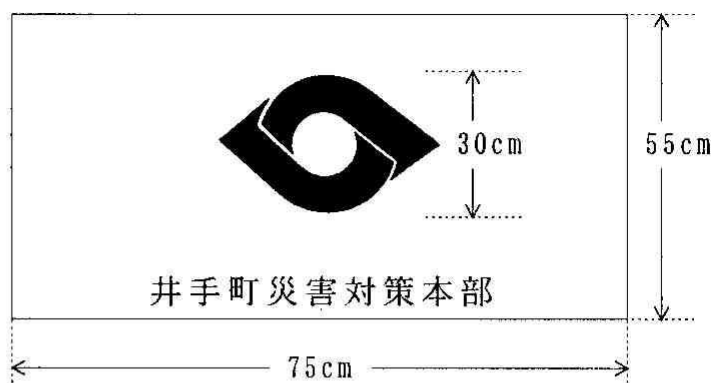
資料－５ 緊急通行車両確認証明書

(A 5 判)

第 号			年 月 日		
緊急輸送車両確認証明書			知 事 印 公安委員会 印		
番 号 標 に 表 示 されている番号					
車 両 の 用 途 (緊急運送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)					
使 用 者	住 所	(電話) 局 番			
	氏 名				
通 行 日 時					
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地		
備 考					

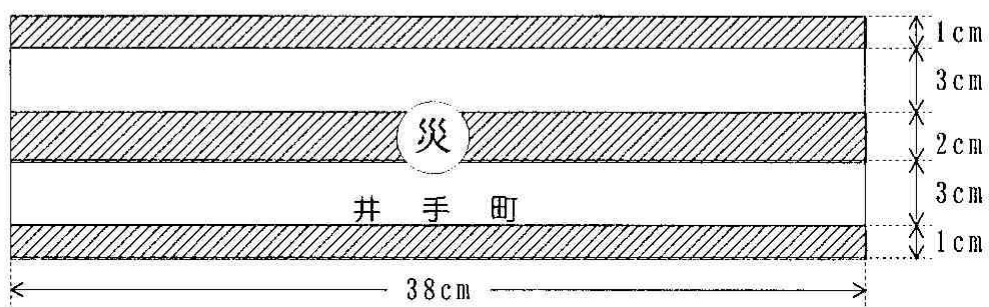
資料—7 災害対策本部等の標識

(1) 標識（本部用）

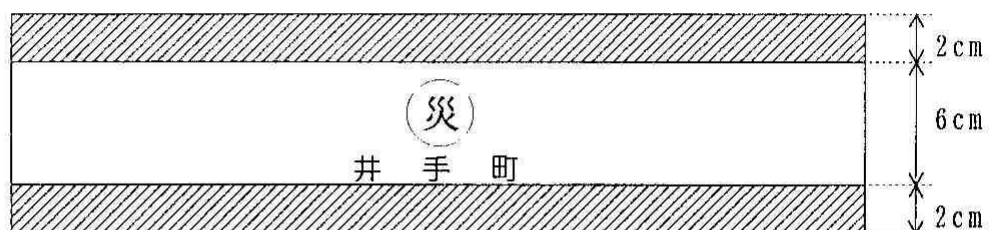


(2) 腕章

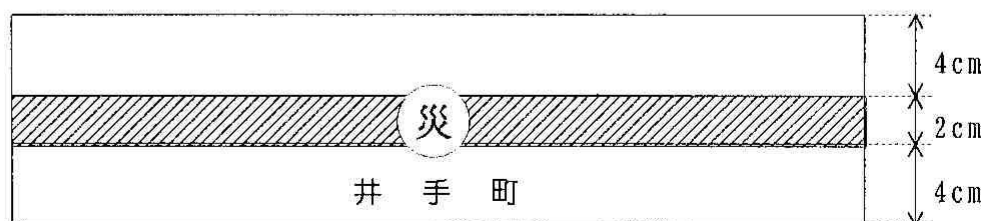
ア. 本部長用



イ. 副本部長用



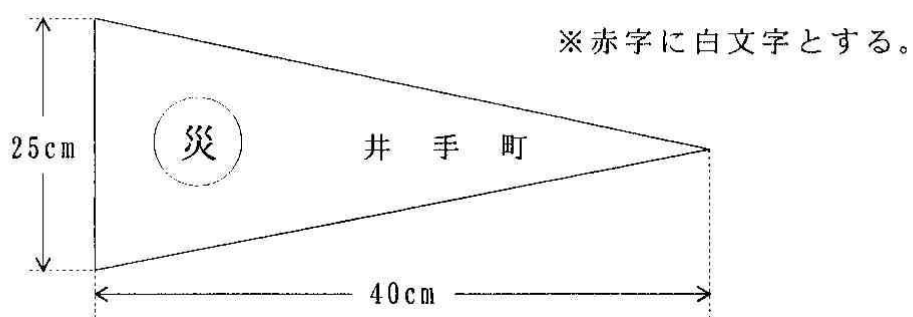
ウ. 部長及び副部長用





※斜線の部分、文字は赤色とする。

オ. 車両用



資料―８ 町内の資材業者

材木店

名称	所在地	連絡先
尾崎林産工業（株）	大字井手小字野畑 1 9	0 7 7 4 （ 8 2 ） 3 1 3 7
藤川産業（株）	大字多賀小字馬場崎 1 － 2	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 2 7 3

ガラス店

名称	所在地	連絡先
林商店	大字井手小字柏原 6 9	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 1 0 7

資料―９ 町内のプロパンガス業者

名称	所在地	連絡先
（株）大西商店	大字井手小字柏原 6 8	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 0 5 6
モリカワ燃料店	大字井手小字南玉水 3 6 － 3	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 1 3 2
中田商店	大字井手小字柏原 2 0 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 6 0 5
丸山商店	大字井手小字南猪ノ阪 6 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 0 6 5
篠田プロパン商会	大字多賀小字茶臼塚 7	0 7 7 4 （ 8 2 ） 3 2 7 4
（有）松尾商店	大字多賀小字下川 2 8 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 2 3 4

資料―10 町内の下水道指定工事店

名称	所在地	連絡先
（有）柴田ポンプ水道工業所	大字井手小字里 6 － 3	0 7 7 4 （ 8 2 ） 3 0 7 2
田中組	大字井手小字北猪ノ阪 1 8	0 7 7 4 （ 8 2 ） 4 5 7 4
（株）大西商店	大字井手小字柏原 6 8	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 0 5 6
田中組	大字井手小字北猪ノ阪 4 7	0 7 7 4 （ 8 2 ） 3 3 6 8
中田商店	大字井手小字柏原 2 0 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 6 0 5
（有）松尾商店	大字多賀小字下川 2 8 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 2 3 4
前田ポンプ水道工業所	山城町綺田小字鳥居 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 5 1 1 0
（株）田中組	大字井手小字浜田 4 4 － 2	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 4 1 3
（株）巖建設工業	大字井手小字梅ノ木原 7 2 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 3 7 9 0
（株）勝一建設	大字多賀小字石名田 5 － 1	0 7 7 4 （ 8 2 ） 5 4 6 6
中和建設（株）	大字井手小字南玉水 4 8 － 3	0 7 7 4 （ 8 2 ） 2 7 0 9
小薮設備	大字多賀小字北ノ代 5 2 － 3 2	0 7 7 4 （ 9 9 ） 4 7 7 1

資料—11 町内の葬儀社

名称	所在地	連絡先
(株) 現丸屋	大字井手小字柏原 8 3 - 2	0 7 7 4 (8 2) 2 0 6 4
(有) 花福	大字井手小字宮ノ本 8 9	0 7 7 4 (8 2) 2 0 1 6

資料—12 町内の販売業者
スーパーマーケット

名称	所在地	連絡先
スーパーミヤモト	大字井手小字宮ノ本 8 6	0 7 7 4 (8 2) 4 0 9 0
玉川マーケット	大字井手小字南猪ノ阪 8 8 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 3 1 6

食料品店

名称	所在地	連絡先
㊤食品	大字井手小字辻垣内 4 2	0 7 7 4 (8 2) 2 1 6 2
杉本商店	大字井手小字宮ノ本 6 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 4 7 0
魚志商店	大字多賀小字西南組 4 6	0 7 7 4 (8 2) 2 1 6 9
汐見商店	大字井手小字西高月 1 4 - 2	0 7 7 4 (8 2) 2 3 7 8
魚又	大字多賀小字東南組 1 0	0 7 7 4 (8 2) 2 2 0 5

米穀店

名称	所在地	連絡先
中田商店	大字井手小字柏原 2 0 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 6 0 5

精肉店

名称	所在地	連絡先
いろは精肉店	大字井手小字野神 3 4	0 7 7 4 (8 2) 4 4 1 9
林精肉店	大字井手小字宮ノ本 1 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 0 5 5

鮮魚店

名称	所在地	連絡先
魚角	大字井手小字野畑 1 5	0 7 7 4 (8 2) 2 2 0 2
汐見商店	大字井手小字西高月 1 4 - 2	0 7 7 4 (8 2) 2 3 7 8
魚直	大字井手小字北猪ノ阪 5 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 1 4 0
魚又	大字多賀小字東南組 1 0	0 7 7 4 (8 2) 2 2 0 5
かつを屋	大字多賀小字谷村 2	0 7 7 4 (8 2) 4 5 0 9
魚志商店	大字多賀小字西南組 4 6	0 7 7 4 (8 2) 2 1 6 9
㊤食品	大字井手小字辻垣内 4 2	0 7 7 4 (8 2) 2 1 6 2

パン屋

名称	所在地	連絡先
ブール進々堂	大字井手小字宮ノ本 4 0	0 7 7 4 (8 2) 2 4 3 7

豆腐店

名称	所在地	連絡先
大山豆腐店	大字井手小字南玉水 3 5	0 7 7 4 (8 2) 3 2 5 8
村田豆腐店	大字多賀小字内垣内 1 4	0 7 7 4 (8 2) 2 3 7 2

酒店

名称	所在地	連絡先
(株) 大西商店	大字井手小字柏原 6 8	0 7 7 4 (8 2) 2 0 5 6
ヨコタ酒店	大字井手小字北猪ノ阪 9	0 7 7 4 (8 2) 2 3 7 4
上田商店	大字井手小字段ノ下 1 9 - 1	0 7 7 4 (8 2) 4 4 2 0
丸山商店	大字井手小字南猪ノ阪 6 1	0 7 7 4 (8 2) 2 0 6 5
上田酒店	大字多賀小字西南組 2 3 - 1	0 7 7 4 (8 2) 2 2 1 5

金物店

名称	所在地	連絡先
松本商店	大字井手小字合藪 6 0	0 7 7 4 (8 2) 5 1 2 5
(株) 柳本金物	大字井手小字扇畑 1 0 - 1	0 7 7 4 (8 2) 4 8 4 8
(有) 谷合鉄工所	大字井手小字南玉水 3 6	0 7 7 4 (8 2) 2 2 1 4

衣料品店

名称	所在地	連絡先
中坊呉服店	大字井手小字梅ノ木原 6 9	0 7 7 4 (8 2) 2 3 2 3
しんみせ	大字井手小字北溝 2	0 7 7 4 (8 2) 2 1 7 0
総合衣料いわお	大字井手小字扇畑 6 4 - 7	0 7 7 4 (8 2) 2 1 1 3
奥田衣料品店	大字多賀小字西北組 1 0	0 7 7 4 (8 2) 2 3 7 0
インテリア&レディース ショップ ナガホリ	大字井手小字宮ノ本 1 1 4 - 2	0 7 7 4 (8 2) 2 1 3 1

寝具店

名称	所在地	連絡先
ワタキューセイモア (株)	大字多賀小字茶臼塚 1 2	0 7 7 4 (8 2) 3 0 5 1

資料－13 災害時等における医療救護活動についての協定書

八幡市・田辺町・井手町・宇治田原町（以下「甲」という。）と京都府綴喜医師会（以下「乙」という。）は、災害時及び事故などにおける医師救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡市地域防災計画、田辺町地域防災計画、井手町地域防災計画及び宇治田原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等に基づき、災害時等における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、乙が実施すべき災害時等の医療救護計画を定め、これを甲に報告するものとする。

2 前項の災害時等医療救護計画には、次の次項を定めておくものとする。

- （1） 医療救護班の編成・出動体制
 - ア． 班の医師、看護師その他職種別構成
 - イ． 班の地域別編成・出動体制
- （2） 地区医師会その他関係機関との連絡体制
- （3） 医薬品などの備蓄体制
- （4） 日常訓練
- （5） その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画等に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の次項を示した文書又は必要に応じ電話などにより行うものとする。

- （1） 災害発生時の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 派遣を要する班数及び医薬品など
- （4） 派遣の期間
- （5） その他必要な事項

3 乙は、第1項の要請を受けた時は、災害時等医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲の要請にかかわらず、乙の判断により医療救護活動を行うものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は甲が乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は京都府が災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

(医薬品などの供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療紛争の処理)

第9条 医療救護班が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議し、解決のため適切な措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に対する報償として、別表第1で定める額
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償として別表第1に定める額
- (3) 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事したことにより負傷し疾病にかかり又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として別表第2で定める額

2 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が第1号様式により甲に請求するものとする。

甲は前項の請求内容を審査し、適当と認めた時は、これを乙に支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救護に関する業務の実績を、第2号様式により、甲に報告するものとする。

乙は、業務災害が発生したとき、第3号様式により、甲に報告するものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第12条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動について、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時における医療救護活動に関する協定」との整合性を図り、その円滑な実施を確保することができるよう、京都府と必要な調整を行うものとする。

乙は、前項による甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、京都府医師会等と必要な調整を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成8年12月6日から平成9年12月5日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙双方から別段の意志表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年12月6日

(甲) 京 都 府 八 幡 市 長 菱 田 嘉 明

京 都 府 綴 喜 郡 田 辺 町 長 久 村 哲

京 都 府 綴 喜 郡 井 手 町 長 汐 見 明 男

京 都 府 綴 喜 郡 宇 治 田 原 町 長 光 嶋 晴 夫

(乙) 京 都 府 綴 喜 医 師 会 長 八 木 良 造

別 表 第 1

(1) 医療救護班員に対する報償

救護班員	報 償 の 額
医師及び 看護師等	京都府災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）第11条に定める額に準ずる

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規程による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）
--

別 表 第 2

救護班員	区 分	補 償 内 容
医師及び 看護師等	業務災害の補償	各市町消防団員等公務災害補償条例に定める額

綴喜医師会災害時等医療救護計画

災害時等において実施すべき医療救護について必要な事項を次のとおり定める。

1. 綴喜医師会は、二市二町地域防災計画等に基づき二市二町が実施する医療救護に関し、積極的に協力する。
2. 協定書第3条の規定に基づく要請に応じ、医療救護班を派遣する。災害などの状況に応じ綴喜医師会長が必要と認めた場合も同様とする。
3. 綴喜医師会医療救護班を次のとおり編成する。

(1) 綴喜医師会医療救護班の標準編成

総 指 揮	綴 喜 医 師 会 長
指 揮	綴喜医師会副会長 綴喜医師会救急担当理事

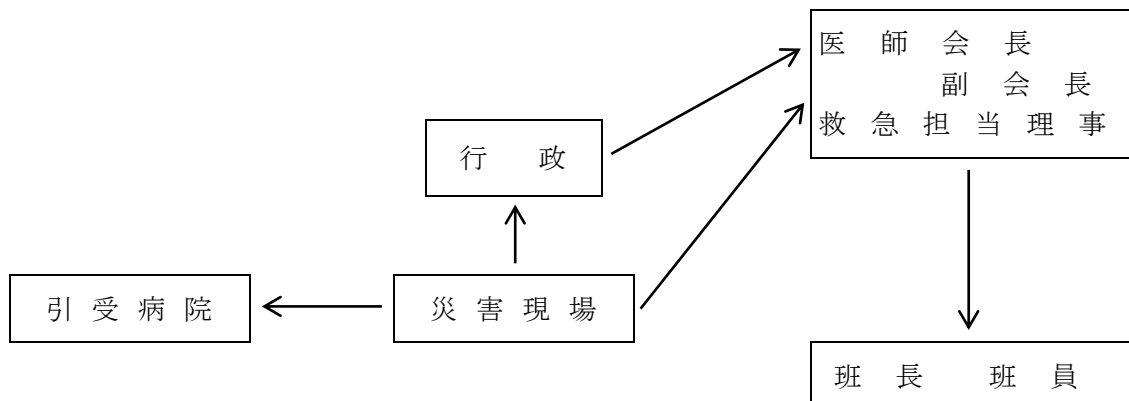
救 護 班 長	医 師 (八幡1.2. 京田辺1.2. 井手. 宇治田原班 各班 班長)	1 名
班 員	医 師	1 名
	看 護 要 員	若 干 名
	連 絡 員 (医 師)	1 名

(2) 編成

綴喜医師会において6班編成しておくものとする。

出動する医師は可能な限り看護要員を同行する。

(3) 連絡出動体制 別図の通りとする。



4. 医療救護が迅速かつ的確に実施できるよう、京都府医師会及び関連機関と緊密な連携体制を確保する。
5. 医療救護班は、二市二町又は京都府が設置する救護所において、医療救護を行う。又、災害時等の状況に応じ、後送医療機関等に対し、救援を行う。
6. 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者等に対する応急処置及び必要な医療等
 - (2) 傷病者等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
 - (3) 死亡の確認
 - (4) その他必要な事項
7. 医療救護に必要な医薬品等については、医療救護班が携行するもののほか、二市二町及び京都府が供給するものを使用する。
8. 医療救護班の出動に際し、災害などの状況に応じ、綴喜医師会長が必要と認めた場合は、二市二町消防本部及び所轄警察署に対し、救急車、パトカー等の緊急車両の出動を要請する。
9. 医療救護班は医療救護活動終了後、協定書の規定に基づく「第1号様式」、「第2号様式」及び「第3号様式」を綴喜医師会長に提出し、綴喜医師会長が確認した後、二市二町に請求する。
10. 二市二町地域防災計画等に基づく医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう綴喜医師会は他地区医師会に対し、必要な調整を行う。
11. 医療救護活動の円滑な実施を確保するため、平素より独自に又は京都府医師会及び関係機関と合同して訓練を実施する。
 - ・実働及び図上演習
 - ・救急処置の研鑽
 - ・連携体制の強化
12. その他記載なき事項については日本医師会の救護活動実施細目（昭和63年3月・日本医師会救急災害医療対策委員会編）に準拠して実施する。

附 則 この計画は平成9年4月1日から施行する。

京 都 府 綴 喜 医 師 会
会 長 八 木 良 造

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

井手町内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、井手町（以下「甲」という。）と井手町商工会（以下「乙」という。）は、別表に掲げる供給要請物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、井手町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（供給協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から供給協力の要請を受けたときは、物資の優先的供給及び運搬の協力を積極的に努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、物資の供給協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

甲の連絡責任者 井手町事業部産業課長

乙の連絡責任者 井手町商工会事務局長

（価格の決定）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物品の品目、数量等を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙を通じて供給を受けた物資の代金を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（情報交換並びに情報の提供）

第8条 甲及び乙は、必要に応じ、町内の各事業所状況、供給要請物資の保有状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に際し、甲乙協議して、住民に対し迅速かつ的確な物価、商品等の情報の提供に努めるものとする。

（協議）

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成 年 月 日から効力を有するものとし、甲又は、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年7月17日

甲 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町長 汐見明男

乙 京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本14
井手町商工会
会長 奥村康彦

(別表) 供給要請物資

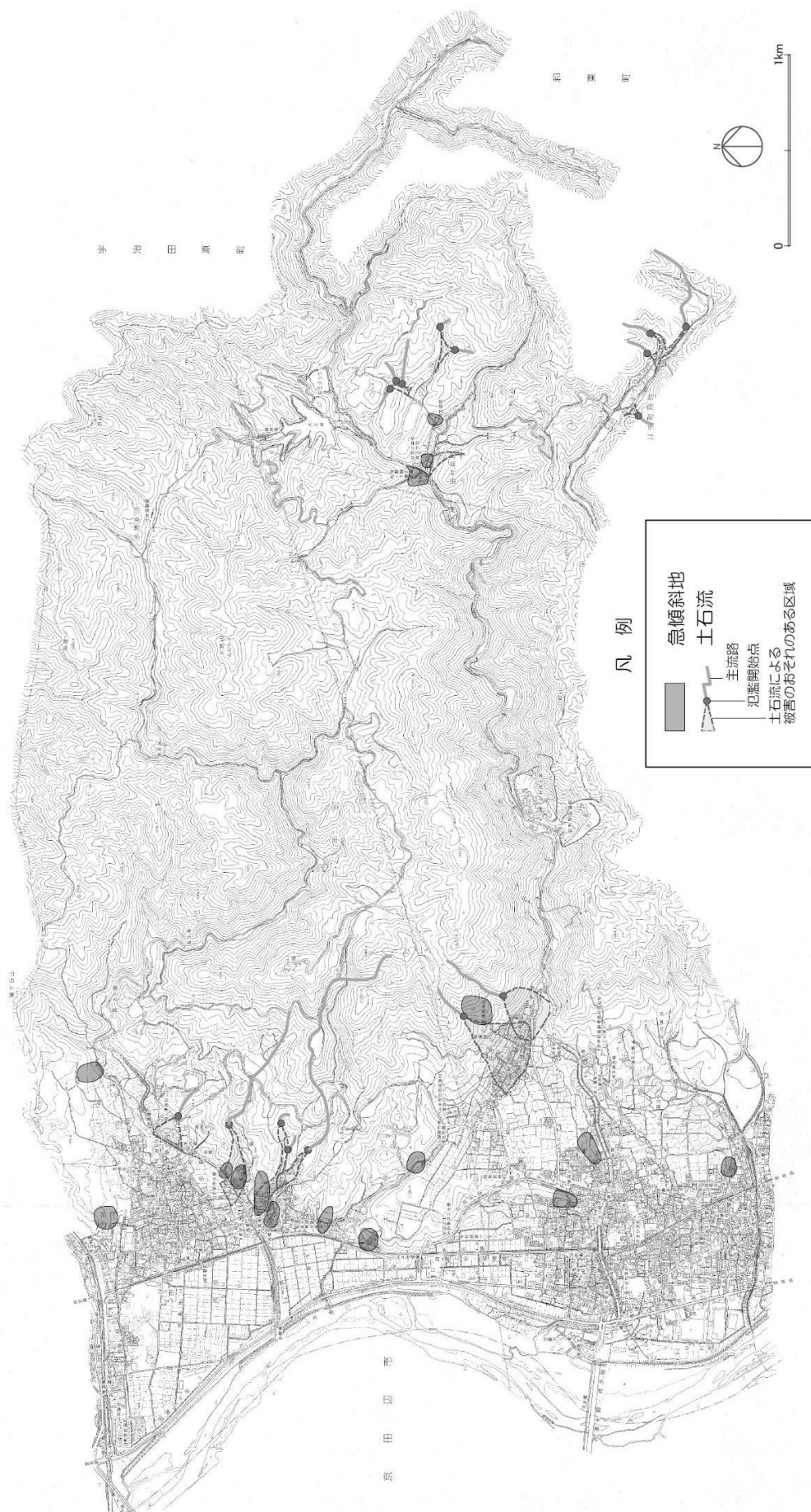
主 食	米、粉乳、パン等
副 食	漬物、梅干し、つくだに、缶詰等
その他食料	弁当、インスタント食品、ペットボトル入り水・茶
衣 料 品	毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、靴下等
日 用 品 等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、飲料水用ポリタンク、洗剤、ちり紙、なべ、はんごう、やかん、皿、茶わん、はし、スプーン、ほ乳びん、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、家庭用医薬品セット等
燃 料 等	カセットコンロ、カセットボンベ、炭、七輪等

資料－15 井手町防災会議委員名簿

会 長 井手町長 汐見明男

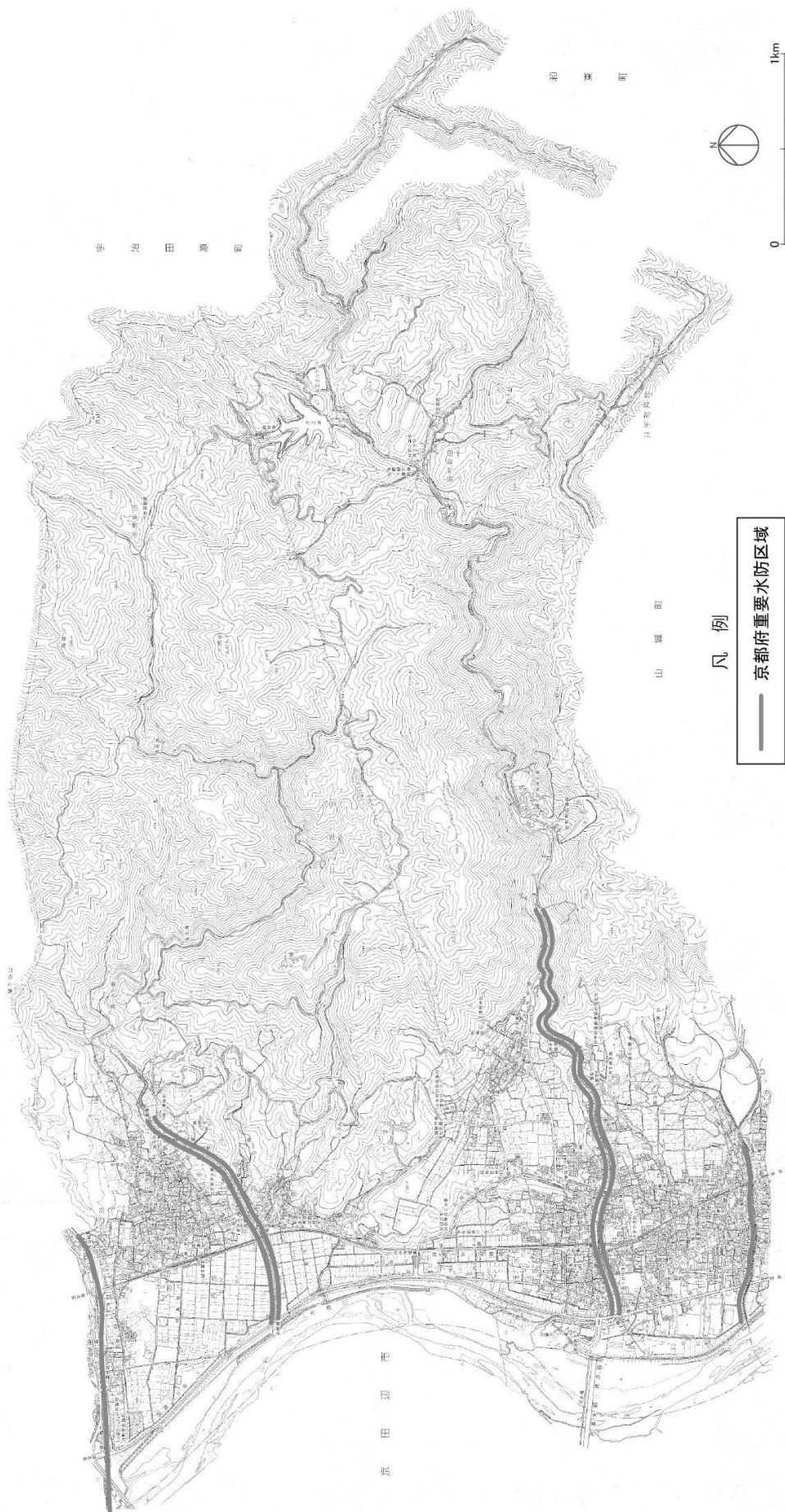
機 関 名	職 名	連 絡 先	(電 話)
1.指定行政機関の職員			
国土交通省淀川河川事務所	所 長	〒573-1191 枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号	(0720-43-2861)
農林水産省近畿農政局	地方参事官	〒602-8054 上京区西洞院通下長者町下ル子風呂町	(075-451-9161)
2.京都府職員			
京都府山城広域振興局	局 長	〒610-0021 宇治市宇治若森 7-6	(0774-21-2101)
京都府山城北土木事務所	所 長	〒610-0331 京田辺市田辺明田 1	(0774-62-0047)
京都府山城教育局	局 長	〒610-0331 京田辺市田辺明田 1	(0774-62-0008)
京都府山城北保健所	所 長	〒610-0021 宇治市宇治若森 7-6	(0774-21-2191)
3.京都府警察職員			
京都府田辺警察署	署 長	〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰 1	(0774-63-0110)
4.井手町職員			
副町長	副町長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
理 事（総務課長）	理 事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
理 事（建設課長）	理 事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
理 事（保健医療課長）	理 事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
理 事（同和・人権政策課長）	理 事	〒610-0302 井手町大字井手小字段ノ下 37-1	(0774-82-3380)
理 事（上下水道課長）	理 事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
5.教 育 長			
井手町教育委員会	教育長	〒610-0302 井手町大字井手小字二本松 2-1	(0774-82-4333)
6.消防団長			
井手町消防団	団 長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
7.指定公共機関の職員			
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	所 長	〒518-0413 三重県名張市下比奈知 2811-2	(0595-64-8961)
西日本電信電話(株)京都支店	設備部長	〒604-8172 中京区烏丸三条上ル場之町 604	(075-241-9416)
関西電力送配電(株)伏見配電営業所	所 長	〒612-8361 京都市伏見区片原町 293-3	(075-611-2138)
8.その他井手町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員			
井手町議会	議 長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
京田辺市消防署井手分署	分署長	〒610-0302 井手町大字井手小字尾ノ山 34-1	(0774-82-3000)
井手町区長会	会 長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
井手町商工会	会 長	〒610-0302 井手町大字井手小字橋ノ本 14-3	(0774-82-4073)
井手土地改良区	理事長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
多賀土地改良区	理事長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
井手町食生活改善推進員協議会	会長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
井手町民生児童委員	地域支援部長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	(0774-82-2001)
京都やましろ農業協同組合井手町支店	支店長	〒610-0301 井手町大字多賀小字東松ヶ花 56-1	(0774-82-2046)
綴喜医師会井手班	班 長	〒610-0301 井手町大字多賀小字内垣内 10	(0774-82-2262)
陸上自衛隊第 102 施設器材隊	器材隊長	〒611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1-1	(0774-44-0001)
井手町建設業協会	会 長	〒610-0302 井手町大字井手小字久保 66	(0774-82-2275)

1. 土砂災害警戒区域図



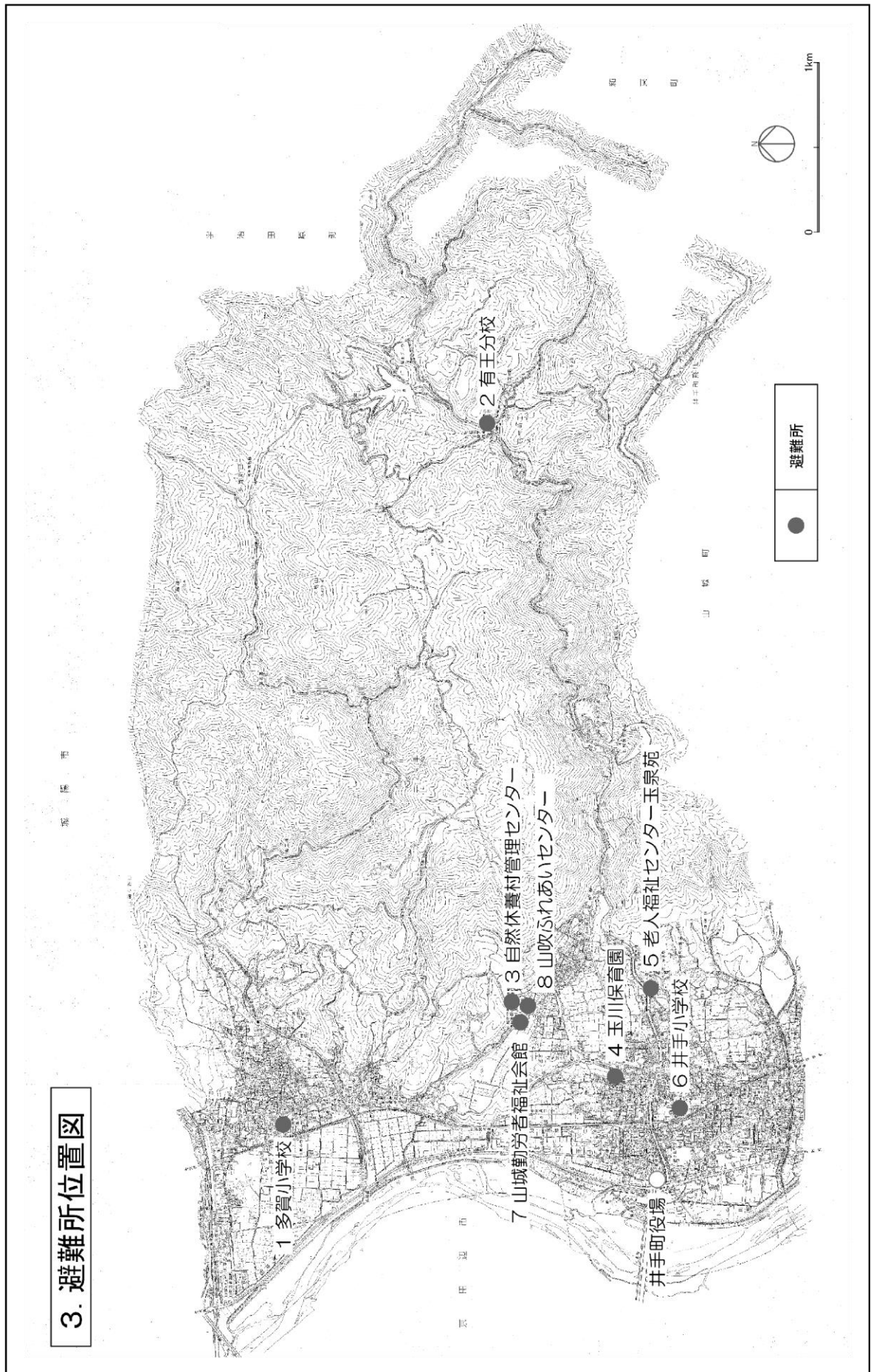
資料：井手町洪水ハザードマップ、京都府土砂災害警戒箇所点検マップ（H15）

2. 重要水防区域図



資料：京都市水防計画 資料編 (H20)・山城土木事務所管内

3. 避難所位置図



台風情報受報用紙

通報者名 _____ 受報者名 _____ 時刻 _____ 時 _____ 分

京都府南部 京都府北部	台風情報 第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	京都府気象台 舞鶴海洋気象台	発表
見出し	_____ 台風第 _____ 号		
現在位置	台風第 _____ 号の中心は、_____ 日 _____ 時には、_____ の _____ およそ _____ ち (ア. 付近にあり、イ. 北緯 _____ 度 _____ 分、東経 _____ 度 _____ 分にあって)		
動き	(ア. ほとんど停滞して イ. ゆっくり _____ に進んで ウ. 毎時 _____ ちの速さで _____ に進んで、) います。		
強さ	中心の気圧は _____ 気、中心付近の最大風速は _____ 気、		
暴風域	中心から _____ 側 _____ ち、_____ 側 _____ ち、以内では、風速25気以上の暴風となっており、また、		
強風域	中心から _____ 側 _____ ち、_____ 側 _____ ち、以内では、風速15気以上の強い風が吹いています。		
予想位置	この台風の _____ 日 _____ 時の推定位置は、_____ (ア. 付近です。イ. の _____ およそ _____ ちです。)		
暴風予想	(ア. 京都府 イ. 京都府南部 ウ. 京都府北部) は、_____ から、		
予報円	暴風域に入っておそれがあります。		
暴風警戒域	台風はこのあと _____ 日 _____ 時には、_____ (ア. 付近 イ. の _____ およそ _____ ち) の		
予報円	北緯 _____ 度 _____ 分、東経 _____ 度 _____ 分を中心とする、半径 _____ ちの円内に達する見込みです。		
暴風警戒域	この円の中心から (ア. 半径 _____ ち イ. _____ 側 _____ ち、_____ 側 _____ ち、) 以内では、		
雨量	暴風域に入っておそれがあります。		
風雨の予想	さらに、_____ 日 _____ 時には、_____ (ア. 付近 イ. の _____ およそ _____ ち) の		
波浪	北緯 _____ 度 _____ 分、東経 _____ 度 _____ 分を中心とする、半径 _____ ちの円内に達する見込みです。		
警戒事項	この円の中心から (ア. 半径 _____ ち イ. _____ 側 _____ ち、_____ 側 _____ ち、) 以内では、		
補足事項	暴風域に入っておそれがあります。		
	(ア. 降り初めから イ. _____ 日 _____ 時から) の各地の雨量は、_____ i_y 、_____ i_y 、_____ i_y 、		
	今後の雨量は、_____ i_y から _____ i_y の見込みです。		
	現在、経ヶ岬で観測している波の高さは、_____ 気です。今後 (ア. さらに高くなる イ. まだ続く) おそれがあります。		
	現在、舞鶴の潮位は、平常より _____ 気高くなっています。今後、この差は (ア. さらに大きくなる イ. まだ続く) 見込みです。次の満潮時刻は、_____ 日 _____ 時 _____ 分です。		
	今後の警報・注意報及び台風情報に注意し、十分に警戒してください。		

台風の大きさと強さの分類			
大	階	強	風速15m/s以上の半径
最大	超大型	超大型	200気以上
大	大型	大型	200気以上~300気未満
中	中型	中型	300気以上~500気未満
小	小型	小型	500気以上~800気未満
最小	超小型	超小型	800気以上
大	階	強	最大風速
最大	超大型	超大型	17m/s以上~25m/s未満
大	大型	大型	25m/s以上~33m/s未満
中	中型	中型	33m/s以上~44m/s未満
小	小型	小型	44m/s以上~54m/s未満
最小	超小型	超小型	54m/s以上
通報時刻 受報者 通報者			
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分
通	報	先	時 分

大雨（雪）情報受報用紙

通報者（ ）通報 時 分
受報者（ ）時刻

京都府北部 京都府南部 平成 年 月 日 時 分															部 内 通 報	
大雨（雪）に関する情報第 号															通報者	
京都地方気象台 舞鶴海洋気象台 発表															通報先 受報者	
															通報時刻	
															時 分	
1. 注意報、警報 発表の有無																
2. 降雨(雪)状況 (レーダーエ コー等)																
3. 降雨(雪)状況																
4. 防災上のコメ ント																
府下の 時までの雨量（降雪量）は次のとおりです。																
間 人	三 和					長岡京										
峰 山	和 知					田 辺										
宮 津	美 山					鷺峰山										
舞 鶴	須 知					原則として総雨量とするが、 場合により1時間又は3時間 雨量とする。										
三 岳	京 北															
故屋岡	花背峠															
福知山	園 部															
綾 部	京 都															

京都地方気象台 電話(075)841-3008・3006番 舞鶴海洋気象台 電話(0773)76-4111・4112番

記録的短時間大雨情報受報用紙

通報者 ()

受報者 () 時 分

京都府南部 京都府北部	記録的短時間大雨情報 第 号	京都地方気象台 舞鶴海洋気象台	発表
平成 年 月 日 時 分			
_____ 時、_____ で、1時間_____ ミリ、3時間_____ ミリ _____ 時、_____ で、1時間_____ ミリ、3時間_____ ミリ の強い雨を観測しました。 現在_____、_____、_____、_____ 警報を発表しています。 厳重な警戒をして下さい。			

部内通報 通報者 () 時 分

通 報 先 受 報 者	時 分	通 報 先 受 報 者	時 分	通 報 先 受 報 者	時 分

アメダス観測地点

京 間 人 (タイサ)	福 知 山 (フチヤマ)	京 須 知 (シュウチ)	田 辺 (タナベ)
都 峰 山 (ミヤマ)	綾 部 (アヤベ)	都 京 北 (ケイキ)	鷲 峰 山 (シュウフサツ)
府 宮 津 (ミヤツ)	三 和 (ミ)	府 花 背 峠 (ハセトウケ)	
北 舞 鶴 (マイヅル)	和 知 (ワチ)	南 園 部 (ソノベ)	
部 三 岳 (ミタケ)	美 山 (ミヤマ)	部 京 都 (キョウト)	
故 屋 岡 (コヤカ)		長 岡 京 (ナガノカキョウ)	

関係者

国土交通省 淀川ダム総合管理事務所
〒565-0824 大阪府茨木市
〒565-0824 大阪府茨木市

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正誤

淀川はん濫注意情報

淀川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
淀川ダム総合管理事務所・大阪府気象庁 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】】淀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】淀川の枚方水位観測所（枚方市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
淀川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

淀川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
枚方 水位観測所 (枚方市)	00日00時00分の状況 4.50					
	00日01時00分の予測 4.60					
	00日02時00分の予測 4.70					
	00日03時00分の予測 4.80					

水位のグラフは高水位間を横分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を横分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

発報室		第1受報室		第2受報室		第3受報室	
国土交通省 淀川河川事務所	—	機関名	—	機関名	—	機関名	—

水防警報（出動）

淀川河川	基準水位観測所	緊急番号
木津川	加茂	第〇号
令和 年 月 日 時		国土交通省 淀川河川事務所発報

（現 況）

木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、 日 時 分現在〇.〇〇mです。
 木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（被災状況）

〇〇〇被災

（発 表）

水防機関は準備してください。
 発表フリーテキスト

（特 記）

特記フリーテキスト

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
内島	0	0	0	0
牧方	0	0	0	0
旗	0	0	0	0
加茂	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0				
0				
0				
0				

（参考資料）

加茂水位観測所（木津川市）

受け持ち区間：木津川

左岸：京都府福寿郡笠置町大字笠置小字第38から幹川合流点まで
 右岸：京都府福寿郡笠置町大字笠置小字西通74-1から幹川合流点まで
 0
 0
 0

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

パソコンから	携帯電話から
http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
 国土交通省 淀川河川事務所調整課

電話：072-643-2951

（内線）359

発令官	第1受領官	第2受領官	第3受領官
国土交通省 淀川河川事務所	機関名	機関名	機関名

【印欄】

水防警報（出動）

淀川河川 木津川	基準水位観測所 加茂	発令番号 第〇号
令和 年 月 日 時		国土交通省 淀川河川事務所発令

（現 況）

木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、 日 時 分現在〇.〇〇mです。
木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、水防留待機水位に達し、上昇しています。

（被災状況）

〇〇〇被災

（発 表）

水防機関は準備してください。
発表フリーテキスト

（特 記）

特記フリーテキスト

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
内島	0	0	0	0
敦方	0	0	0	0
猪	0	0	0	0
加茂	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0				
0				
0				
0				

（参考資料）

加茂水位観測所（木津川市）

受け持ち区間：木津川

左岸：京都府相模郡笠置町大字笠置小字浜38から幹川合流点まで
右岸：京都府相模郡笠置町大字笠置小字西通74-1から幹川合流点まで
0
0
0

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	http://l.river.go.jp/

問い合わせ先
国土交通省 淀川河川事務所開発課

電話：072-843-2951

（内線）359

ダム連絡 高山ダム	文書番号 高管発第 _____ 号 通知(受信確認が必要です)
---	---

高山ダム放流開始の通知

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では ____ 日 ____ 時 ____ 分から
防災操作(ゲート放流)を開始します。

ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダム流下量(放流量)を
____ 日 ____ 時 ____ 頃には 最大毎秒 _____ m^3 まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放 流 開 始 の 目 的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位をEL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、制限水位(又は常時満水位) EL _____ mに低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】 (____ 日 ____ 時 ____ 分時点)

放流量
毎秒 _____ m^3
(1時間前より約 _____ m^3/s 増加)

流入量
毎秒 _____ m^3
(1時間前より約 _____ m^3/s 増加)

(河川水位)	鳥ヶ原地点	水位 _____ m	
	有市地点	水位 _____ m	
	加茂地点	水位 _____ m	

数字は通報値

※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/icc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/crnc0501gDisp.do>

警報措置	警 報
------	-----

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL: 0743-94-0201 FAX: 0743-94-0531

様式—8 災害情報

No.

[illegible]

(注) この報告は次の事項を内容とすること。

- ①被害の概要 ②市町村災害対策本部等設置の状況 ③避難命令勧告及び指示の状況
④消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動状況）
⑤応援要請状況 ⑥要員及び職員派遣状況 ⑦応急措置の概要 ⑧救助活動の状況
⑨要望事項 ⑩その他の状況

様式－9 被害概況即報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

様式—10（1） 被害状況報告（1）

災害名：

第	報	対策	本部	月	日	受信	月	日	発信者	
				時現在	時刻			時	受信者	
発生年月日		振興局名 市町村名								
項 目		単位	符号	・	・	・	・	・	・	・
人的被害	死者	人	①							
	行方不明	人	②							
	負傷者	人	③							
	重傷	人	④							
住家被害	全壊（焼）	棟	⑤							
		世帯	⑥							
		人	⑦							
	半壊（焼）	棟	⑧							
		世帯	⑨							
		人	⑩							
	一部破損	棟	⑪							
		世帯	⑫							
		人	⑬							
	浸水	床上	棟	⑭						
			世帯	⑮						
			人	⑯						
		床下	棟	⑰						
			世帯	⑱						
			人	⑲						
	非住家	公共建物	棟	⑳						
		その他	棟	㉑						
	その他の被害	田	流出・埋没	ha	㉒					
			冠水	ha	㉓					
畑		流出・埋没	ha	㉔						
		冠水	ha	㉕						
学校		校	箇所	㉖						
病院		院	箇所	㉗						
道路		冠水	箇所	㉘						
		崩壊	箇所	㉙						
橋		梁	箇所	㉚						
		川	箇所	㉛						
港		湾	箇所	㉜						
砂防		箇所	㉝							
崖くずれ		箇所	㉞							
地すべり		箇所	㉟							
土石流		箇所	㊱							
林地崩壊		箇所	㊲							
清掃施設		箇所	㊳							
鉄道不通		箇所	㊴							
被害船		隻	㊵							
水道		戸	㊶							
電話		回線	㊷							
電気		戸	㊸							
ガス		戸	㊹							
ブロック塀等		箇所	㊺							
ビニールハウス等		棟	㊻							
農道		箇所	㊼							
農林水産業施設		箇所	㊽							
畦畔崩壊		箇所	㊾							
農作物（ ）		ha	㊿							
火災発生		建物	件	㊽						
	危険物	件	㊿							
	その他	件	㊿							
り災世帯数 全・半壊+床上浸水		世帯	㊿							
り災者数 全・半壊+床上浸水		人	㊿							

様式—10（2） 被害状況報告（2）

災害名：

項 目		市町村名		発生年月日					
		単位	符号	・	・	・	・	・	・
公 立 文 教 施 設		千円	a						
農 林 水 産 業 施 設		千円	b						
公 共 土 木 施 設		千円	c						
その他の公共施設		千円	d						
小 計		千円	e						
公共施設被害 市 町 村 数		団体	f						
そ の 他	農 産 被 害	千円	g						
	林 産 被 害	千円	h						
	畜 産 被 害	千円	i						
	水 産 被 害	千円	j						
	商 工 被 害	千円	k						
	林 地 被 害	千円	l						
		千円							
		千円							
	そ の 他	千円	m						
小 計		千円	n						
被 害 総 額		千円	o						
災害対策本部	設 置	年月日	p	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	q	・	・	・	・	・	・
災害対策本部	設 置	年月日	r	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	s	・	・	・	・	・	・
消防職員出動延人数		人	t						
消防団員出動延人数		人	u						
町職員出動延人数									
その他出動延人数		人	w						
出 動 延 人 数 合 計		人	x						

様式－11 被害状況報告（概要）

項 目	件 数	報 告 の 概 要	
		発 生 場 所	内 容

緊急通行車両確認申請書		
年 月 日		
京都府公安委員会 殿		
申請者 住 所 (電話) 氏 名 印		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車 両 の 用 途 (緊急運送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)		
使 用 者	住 所 (電話) 局 番	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

15

登録(車両)番号

緊 急

有効期限 年 月 日

21

- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

様式－14 緊急通行車両確認証明書

(A 5 判)

第 号			年 月 日		
緊急輸送車両確認証明書					
知 事 印 公安委員会					
番 号 標 に 表 示 されている番号					
車 両 の 用 途 (緊急運送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)					
使 用 者	住 所	(電話) 局 番			
	氏 名				
通 行 日 時					
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地		
備 考					

様式－15

義えん金品受付状況報告
(井手町)

受付月日	金 額 (品名・数量)	寄 贈 者	
		氏 名	住 所
計			

様式－16

義えん金品配分状況報告
(井手町)

配分月日	金 額 (品名・数量)	配 分 先	備 考
計			